

三重県大気汚染緊急時対策

(光化学スモッグの部)

令和8年4月

三重県

目 次

- 三重県大気汚染緊急時対策実施要綱（光化学スモッグの部）・・・・・・・・ 1

- 光化学スモッグ対策について
 - 1 光化学スモッグ緊急時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2 緊急時の措置発令時の処置及び注意事項・・・・・・・・ 9
 - 3 被害発生時の処置・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - （光化学スモッグによる被害状況受理票）・・・・・・・・ 11
 - 4 学校、幼稚園、保育所等における対策・・・・・・・・ 12
 - 5 連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- 参考資料
 - 1 光化学スモッグの発生機構及び影響について・・・・・・・・ 15
 - 2 光化学スモッグ緊急時の措置発令状況・・・・・・・・ 17
 - 3 関係法令（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 4 発令地域及び測定局位置図・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- 北勢地域光化学大気汚染予測システム（令和8年度実施計画）
 - 令和8年度実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - Eメールによる情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

三重県大気汚染緊急時対策実施要綱（光化学スモッグの部）

（目的）

第1 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号、以下「法」という。）第23条の規定のうち光化学スモッグ（オキシダント）に係る緊急時の措置等並びに事前の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

（測定）

第2 大気中におけるオキシダント濃度の測定（以下「測定」という。）は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）第18条第1項に定めるところにより、別表第1に掲げる測定局（以下「測定局」という。）で行う。

2 前項に規定する測定局のほか、適宜必要な場所で測定を行うことができる。

（緊急時等の発令地域）

第3 緊急時等の発令地域は、別表第2に掲げるとおりとする。

（緊急時等の発令）

第4 別表第2に掲げる関係測定局（以下「関係測定局」という。）におけるオキシダント濃度の1時間値が0.08ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続し、0.12ppm以上に達するおそれのある場合には、光化学スモッグ予報（以下「予報」という。）を発令する。

2 関係測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）を発令する。

3 関係測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）を発令する。

4 関係測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.4ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ重大警報（以下「重大警報」という。）を発令する。

5 前4項に規定する関係測定局とは、四日市地域にあっては2つの関係測定局を対象とする。ただし、状況によっては1つの関係測定局とする。

（発令時の一般への周知）

第5 注意報、警報及び重大警報の発令は、次により速やかに一般に周知するものとする。

- (1) 県は、県警察本部、関係市町及び関係報道機関等に通報し、協力を求める。
- (2) 関係市町は、サイレン、信号等により、その事態を一般に周知し、被害発生の防止に努める。

(発令時の工場等への措置)

第6 予報、注意報及び警報を発令したとき、当該事態が工場、事業場に起因する場合は、発令地域内の緊急時協力工場（別表第3に掲げる工場・事業場。以下「協力工場」という。）に対し、次の措置を要請するものとする。

(1) 予報

注意報の発令に備えて燃料使用量の削減等が行える体制をとること。

(2) 注意報

燃料使用量（ガス専焼施設に係るものを除く）を通常使用量の20%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

なお、ガス専焼施設にあつては、削減に努めること。

(3) 警報

燃料使用量（ガス専焼施設に係るものを除く）を通常使用量の30%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

なお、ガス専焼施設にあつては、削減に努めること。

2 重大警報を発令したときは、当該事態が工場、事業場に起因する場合は、発令地域内のばい煙排出者に対し、法第23条第2項に基づく措置をとるべきことを命ずるものとする。

3 重大警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合は、県公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

(被害発生時の措置)

第7 住民等から光化学スモッグによると思われる被害の連絡を受けた関係機関は、その状況を速やかに県に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた県及び関係機関は、必要に応じ、被害者の救急及び被害状況調査を実施するものとする。

(予報等の解除)

第8 大気汚染の状況が第4の各号の一に掲げる要件に該当しなくなった場合は、気象条件を考慮してその発令を解除し、又は該当するものに切り替える。

2 前項に規定する解除等の周知は、発令時等の例により速やかに行うものとする。

(適用の範囲)

第9 第4に掲げる発令及び第8に掲げる解除等は、日出時から日没時までの間に行うものとする。

(関係機関の連絡協議)

第10 この要綱の適切な運営を図るため、関係機関は相互に緊密な連絡を図るものとする。

附 則

- (1) この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- (2) 昭和49年4月15日制定の三重県大気汚染緊急時対策実施要綱（光化学スモッグの部）は、廃止する。

(中略)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 測定局

測定局名	所在地
桑名上野	桑名市大字上野字笠松282
大安中学校	いなべ市大安町石樽東2977
川越南小学校	三重郡川越町大字高松258
磯津	四日市市大字塩浜字西改4560-1地先
四日市商業高校	四日市市尾平町字永代寺2745
三浜	四日市市海山道町1-1532-1
北星高校	四日市市大字茂福字横座668-1
楠	四日市市楠町北五味塚2060-35
鈴鹿算所保育所	鈴鹿市算所5丁目17-1
亀山みなみ保育園	亀山市天神3-2-33
津河辺配水場	津市河辺町字長2210-5
津立成小学校	津市久居野村町560
林業研究所	津市白山町二本木3769-1
松阪第五小学校	松阪市久保町276
明星小学校	多気郡明和町明星1547
伊勢厚生中学校	伊勢市一之木5-5-3
鳥羽高校	鳥羽市安楽島町1459
鵜方	志摩市阿児町鵜方3153-1
伊賀柘植	伊賀市下柘植725
伊賀緑ヶ丘中学校	伊賀市緑ヶ丘本町4153
名張小学校	名張市丸の内55
尾鷲旧県職員公舎	尾鷲市宮ノ上町7-34
熊野木本中学校	熊野市井戸町4877-1

別表第2 発令地域

発令地域	関係市町	関係測定局
桑名	桑名市(旧桑名市及び旧長島町に限る。)、朝日町、木曾岬町	桑名上野
大安	いなべ市(旧員弁町、旧大安町及び旧北勢町に限る。)	大安中学校
四日市	四日市市、桑名市(旧多度町に限る。)、菰野町、川越町、東員町	川越南小学校、磯津、四日市商業高校、三浜、北星高校、楠
鈴鹿	鈴鹿市	鈴鹿算所保育所、楠
亀山	亀山市、津市(旧芸濃町に限る。)	亀山みなみ保育園
津	津市(旧津市、旧河芸町及び旧安濃町に限る。)	津河辺配水場
久居	津市(旧久居市、旧一志町、旧白山町、旧美杉村、旧美里村及び旧香良洲町に限る。)、松阪市(旧三雲町、旧嬬野町に限る。)	津立成小学校、林業研究所
松阪	松阪市(旧松阪市及び旧飯南町に限る。)、多気町(旧勢和村に限る。)	松阪第五小学校
明和	明和町	明星小学校
伊勢	伊勢市(旧伊勢市、旧小俣町及び旧御園村に限る。)、多気町(旧多気町に限る。)、度会町、玉城町	伊勢厚生中学校
鳥羽	鳥羽市、伊勢市(旧二見町に限る。)	鳥羽高校
志摩	志摩市、南伊勢町(旧南勢町に限る。)	鵜方
伊賀	伊賀市(旧伊賀町及び旧阿山町に限る。)	伊賀柘植
上野	伊賀市(旧上野市、旧大山田村、旧島ヶ原村及び旧青山町に限る。)	伊賀緑ヶ丘中学校
名張	名張市	名張小学校
尾鷲	尾鷲市、紀北町	尾鷲旧県職員公舎
熊野	熊野市、御浜町、紀宝町	熊野木本中学校

備考 ()内に掲げる旧市町の名称及び区域は、平成15年4月1日における名称及び行政区域によって表示されたものとする。

別表第3
協力工場

地域名	No	工場・事業場名	所在地
桑名	1-	1 桑名・員弁広域連合桑名広域環境管理センター	桑名市大字上之輪新田字永長707
		2 (株)ケー・イー・シー	桑名市大字福岡町473-7
		3 長島観光開発(株)	桑名市長島町浦安333
		4 (株)瓢屋桑名事業所	桑名市桑部1053-1
		5 桑名金属工業(株)桑名工場	桑名市大福2
		6 松岡建設(株)金井プラント	桑名市東金井掛樋589-24
大安	2-	1 いなべ市あじさいクリーンセンター	いなべ市北勢町京ヶ野新田5-12
		2 (株)神戸製鋼所大安製造所	いなべ市大安町梅戸1100
		3 日本インシュレーション(株)生産事業部北勢工場	いなべ市北勢町下平字権現1153-1
		4 (株)デンソー大安製作所	いなべ市大安町門前1530
四日市	3-	1 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン(株)三重工場	桑名市多度町御衣野2000
		2 桑名広域清掃事業組合可燃ごみ焼却施設	桑名市多度町力尾字沢地4028番地
		3 TOYO TIRE(株)桑名工場	員弁郡東員町中上2400
		4 (株)ADEKA三重工場	員弁郡東員町山田3707-1
		5 (株)リサイクル中部	員弁郡東員町筑紫229番地
		6 (株)JERA 川越火力発電所	三重郡川越町大字亀崎新田字朝明87-1
		7 チヨダウーテ(株)四日市工場	三重郡川越町高松928
		8 菰野町清掃センター	三重郡菰野町永井3089-11
		9 (株)アステック四日市合材センター	四日市市八王子町1394-5
		10 味の素(株)東海事業所	四日市市日永1730
		11 石原産業(株)四日市工場	四日市市石原町1
		12 KHネオケム(株)四日市工場	四日市市大協町2丁目3
		13 コスモ石油(株)四日市製油所	四日市市大協町1丁目1
		14 (株)昭建 中部支店三重アスコン工場	四日市市小山町西北野3236-1
		15 昭和四日市石油(株)四日市製油所	四日市市塩浜町1
		16 太陽化学(株)南部事業所	四日市市山田町800
		17 (株)JERA 四日市火力発電所	四日市市三郎町1番地
		18 キオクシア(株)四日市工場	四日市市山之一色町800番地
		19 東ソー(株)四日市事業所	四日市市霞1丁目8
		20 東邦瓦斯(株)四日市工場	四日市市霞1丁目22番地の5
		21 富士電機(株)食品流通事業本部三重工場	四日市市富士町1-27
		22 三菱ケミカル(株)東海事業所	四日市市東邦町1番地
		23 高純度シリコン(株)四日市工場	四日市市三田町5
		24 三菱瓦斯化学(株)四日市工場	四日市市日永東2-4-16
		25 四日市市クリーンセンター	四日市市垂坂町1736
		26 ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)四日市工場	四日市市大治田3丁目3番71号
		27 (株)ENEOSマテリアル四日市工場	四日市市川尻町100
		28 (株)JSP四日市第二工場	四日市市北小松町字扇廣1600
		29 中部電力(株)四日市バイオマス発電所	四日市市三郎町1
		30 宝酒造(株)楠工場	四日市市楠町南五味塚1315
鈴鹿	4-	1 旭化成(株)製造統括本部鈴鹿製造所	鈴鹿市平田中町1-1
		2 AGF鈴鹿(株)	鈴鹿市南玉垣町6410
		3 敷島スターチ(株)	鈴鹿市長太栄町5丁目5-1
		4 鈴鹿市清掃センター	鈴鹿市御園町3688
		5 本田技研工業(株)鈴鹿製作所	鈴鹿市平田町1907
		6 三重舗材(株)鈴鹿合材工場	鈴鹿市住吉町石塚6722-58
		7 住友ファーマ(株)鈴鹿工場	鈴鹿市安塚町1450
亀山	5-	1 シャープディスプレイテクノロジー(株)亀山事業所	亀山市白木町幸川464番地
		2 日東電工(株)亀山事業所	亀山市布気町919番地
		3 古河電気工業(株)三重事業所	亀山市能褒野町20-16
		4 (株)大紀アルミニウム工業所亀山工場	亀山市川崎町地藏僧1314-1
		5 東亜道路工業(株)三重中央アスコン	津市芸濃町椋本5522-20

別表第3
協力工場(続き)

地域名	No	工場・事業場名	所在地
津	6-	1 井村屋(株)	津市高茶屋7丁目1-1
		2 津市安芸・津衛生センター	津市安濃町妙法寺777
		3 津市西部クリーンセンター	津市片田田中町1304
		4 (株)グリーンエナジー津 津バイオマス発電所	津市雲出鋼管町1
		5 豊国製油(株)三重工場	津市雲出長常町字六ノ割1349-36
久居	7-	1 本州舗装(株)安濃津アスコ	津市中村町字前岡717-4
		2 津市クリーンセンターおおたか	津市森町中2438-1
		3 津市クリーンセンターくもず	津市一志町其倉谷出327-1
		4 (株)おやつカンパニー久居工場	津市森町2234-1
		5 松阪木質バイオマス熱利用協同組合	松阪市嬉野新屋庄町字森目1252
		6 令和金属工業株式会社	津市戸木町4658-11
松阪	8-	1 愛知機械工業(株)松阪工場	松阪市大口町北浜503-1
		2 住友理工(株)松阪事業所	松阪市鎌田町1001番地
		3 セントラル硝子プロダクツ(株)	松阪市大口町1521番地2
		4 松阪市クリーンセンター	松阪市桂瀬町751
		5 三重エネウッド(株)三重エネウッド松阪木質バイオマス発電所	松阪市小片野町1751番地1
		6 バイオマスパワーテクノロジー(株)バイオマスパワーテクノロジー 松阪木質バイオマス発電所	松阪市小片野町1790番地1
		7 パワーエイド三重シン・バイオマス 松阪発電所	松阪市木の郷町24番地
伊勢	9-	1 シャープディスプレイテクノロジー(株)三重工場	多気町五佐奈1177番地の1
		2 (株)中部プラントサービス多気バイオパワー	多気町西山533-12
		3 (株)中部プラントサービス多気第二バイオパワー	多気郡多気町西山字下奥尻533番20、字釜ノ口282番14
		4 (株)日新三重工場	多気町河田1343-1
		5 伊勢広域環境組合清掃工場	伊勢市西豊浜町653
		6 シンフォニアテクノロジー(株)伊勢製作所	伊勢市竹ヶ鼻町100
		7 (株)タック	伊勢市東大淀町44番地2
		8 松阪興産(株)伊勢合材センター	伊勢市下野町654-204
		9 横浜ゴム(株)三重工場	伊勢市御園町高向1038
		10 伊勢舗装工業(株)	度会郡玉城町岩出397-1
鳥羽	10-	1 (一財)鳥羽市開発公社鳥羽かき殻加工センター	鳥羽市浦村町字春尻826番地
志摩	11-	1 鳥羽志勢広域連合やまだエコセンター	志摩市磯部町山田800
		2 志摩アスコ共同企業体	志摩市磯部町穴川1154
		3 (株)OSGマテリアル本社工場	志摩市阿児町神明1998番地37
伊賀	12-	1 日本粉末薬品(株)伊賀工場	伊賀市西之沢1384-9
		2 DMG森精機(株)伊賀事業所	伊賀市御代201
		3 プリマハム(株)三重工場	伊賀市御代石原田1
上野	13-	1 ケイミュー(株)伊賀事業所	伊賀市三田字東大町410-1
		2 (株)浪速軽金属工業所本社工場	伊賀市長田字射手山4363-1
		3 日軽エムシーアルミ(株)三重工場	伊賀市佐那具町金神塚1736
		4 三重中央開発(株)	伊賀市予野鉢屋4713
		5 (株)LIXIL伊賀上野工場	伊賀市三田1030
		6 大有建設(株)伊賀アスコ	伊賀市予野字尼谷2532-1
		7 ロート製薬(株)上野テクノセンター	伊賀市ゆめが丘7丁目3番
名張	14-	1 アークムビジネスジャパン(株)	名張市西原町の場2350
尾鷲	15-	1 岡本土石工業(株)	北牟婁郡紀北町相賀915-5
		2 尾鷲舗道(株)	北牟婁郡紀北町船津2511
		3 (株)オー・シー・エス	尾鷲市大字南浦字川ノ奥矢所3551-5
		4 尾鷲市清掃工場	尾鷲市大字南浦字中村3287-7
熊野	16-	1 熊野市クリーンセンター	熊野市有馬町5233
		2 北越コーポレーション(株)紀州工場	南牟婁郡紀宝町鶴殿182

光化学スモッグ対策について

1 光化学スモッグ緊急時の措置

大気汚染防止法では、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合には、都道府県知事はその事態を地域住民に周知し、ばい煙を排出する工場・事業場や自動車の運転者に対し協力を求めることなどが規定されています。

三重県ではこの規定に基づき、緊急時の措置を効果的に行うため、「三重県大気汚染緊急時対策実施要綱（光化学スモッグの部）」を定めています。

(1) 発令地域

県内17地域の27関係市町を発令地域として、緊急時の措置の対象としています。

発令地域名	管轄事務所等名	発令地域内の関係市町名
桑名地域	桑名地域防災総合事務所 四日市地域防災総合事務所	桑名市(旧桑名市及び旧長島町に限る。)、朝日町、木曾岬町
大安地域	桑名地域防災総合事務所	いなべ市(旧員弁町、旧大安町及び旧北勢町に限る。)
四日市地域	桑名地域防災総合事務所 四日市地域防災総合事務所	四日市市、桑名市(旧多度町に限る。)、菰野町、川越町、東員町、
鈴鹿地域	鈴鹿地域防災総合事務所	鈴鹿市
亀山地域	鈴鹿地域防災総合事務所 津地域防災総合事務所	亀山市、津市(旧芸濃町に限る。)
津地域	津地域防災総合事務所	津市(旧津市、旧河芸町及び旧安濃町に限る。)
久居地域	津地域防災総合事務所 松阪地域防災総合事務所	津市(旧久居市、旧一志町、旧白山町、旧美杉村、旧美里村及び旧香良洲町に限る。)、松阪市(旧三雲町、旧嬉野町に限る。)
松阪地域	松阪地域防災総合事務所	松阪市(旧松阪市及び旧飯南町に限る。)、多気町(旧勢和村に限る。)
明和地域	松阪地域防災総合事務所	明和町
伊勢地域	松阪地域防災総合事務所 南勢志摩地域活性化局	伊勢市(旧伊勢市、旧小俣町及び旧御菌村に限る。)、多気町(旧多気町に限る。)、度会町、玉城町
鳥羽地域	南勢志摩地域活性化局	鳥羽市、伊勢市(旧二見町に限る。)
志摩地域	南勢志摩地域活性化局	志摩市、南伊勢町(旧南勢町に限る。)
伊賀地域	伊賀地域防災総合事務所	伊賀市(旧伊賀町及び旧阿山町に限る。)
上野地域	伊賀地域防災総合事務所	伊賀市(旧上野市、旧大山田村、旧島ヶ原村及び旧青山町に限る。)
名張地域	伊賀地域防災総合事務所	名張市
尾鷲地域	紀北地域活性化局	尾鷲市、紀北町
熊野地域	紀南地域活性化局	熊野市、御浜町、紀宝町

備考 () 内に掲げる旧市町の名称及び区域は、平成15年4月1日における名称及び行政区域によって表示されたものとします。

(2) オキシダント濃度の測定

四日市地域は6局、鈴鹿地域は2局、久居地域は2局、その他の14地域は各1局の「一般環境大気測定局」で、オキシダント濃度を測定し、その濃度により緊急時の措置を発令します。（要綱・別表第1及び別表第2参照）

(3) 緊急時の措置

緊急時の措置には、予報、注意報、警報、重大警報の4種類があり、地域住民や学校等に注意を呼びかけるとともに、協力工場において燃料使用量の削減等の措置が実施されます。

区分	発令基準	発令時の措置の内容	協力工場における措置内容
予報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.08ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続し、0.12ppm以上に達するおそれのある場合	注意報が発令された場合に、協力工場で燃料削減等の措置が円滑に行われるように、また、地域住民や学校等に対する周知が速やかに行われるようにするための事前の措置を求める。	注意報の発令に備えて燃料使用量の削減等の措置が行える体制をとる。
注意報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	大気汚染防止法第23条第1項に規定する場合に該当し、ばい煙を排出する工場・事業場や自動車の運転者に協力を求める。	燃料使用量（ガス専焼施設に係るものを除く）を通常使用量の20%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずる。なお、ガス専焼施設にあっては、削減に努める。
警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	重大警報への移行を予防するための措置を求める。	燃料使用量（ガス専焼施設に係るものを除く）を通常使用量の30%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずる。なお、ガス専焼施設にあっては、削減に努める。
重大警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.4ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	大気汚染防止法第23条第2項に規定する場合に該当し、ばい煙排出者にばい煙量の減少等必要な措置を命じ、また、自動車については県公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請する。	ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置を講ずる。

2 緊急時の措置発令時の処置及び注意事項

光化学スモッグ注意報等の緊急時の措置が発令された場合には、地域住民の方や学校・幼稚園・保育所等においては、次表の処置及び注意事項に留意し、被害の未然防止に努めてください。

区分	処 置 及 び 注 意 事 項
予 報	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外での特に過激な運動はさける。 ② 学校、幼稚園、保育所等では、緊急時連絡ルートによる注意報発令の連絡に注意する。 ③ 目やのどに異常を感じた場合は、「3 被害発生時の処置」により適切な処置を行う。
注 意 報	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外になるべく出ない。 ② 学校、幼稚園、保育所等では、できるだけ屋外の運動をさげ、屋内に入る。 ③ 目やのどに異常を感じた場合は、「3 被害発生時の処置」により適切な処置を行う。
警 報	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外には出ない。 ② 学校、幼稚園、保育所等では、屋外の運動はやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとる。 ③ 目やのどに異常を感じた場合は、「3 被害発生時の処置」により適切な処置を行う。
重大警報	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外には出ない。 ② 学校、幼稚園、保育所等では、上欄の警報発令時の措置を徹底する。 ③ 目やのどに異常を感じた場合は、「3 被害発生時の処置」により適切な処置を行う。

3 被害発生時の処置

(1) 被害者の処置

体に異常を感じた時は、直ちに運動等を止め、次の処置を行ってください。

- ① 眼に異常（刺激など）を感じた場合は、洗眼する。
- ② のどに異常を感じた場合は、うがいをする。
- ③ 頭痛、胸部の圧迫感などの異常を感じた場合は、しばらく安静にする。
- ④ 空気清浄機などのある場合は、有効に活用する。
- ⑤ 症状が重い場合には、医師の治療を受ける。

(2) 被害発生時の連絡

ア 上記(1)の処置後、市町環境担当課又は最寄りの地域防災総合事務所、地域活性化局へ連絡してください。

イ 学校、幼稚園、保育所等において被害のあった場合は、教育委員会等連絡ルートを通じて連絡してください。

ウ 上記のア、イの連絡ルートが通じない場合は、直接、三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課へ連絡してください。

エ 連絡ルートの詳細は、後記「5 連絡体制」のとおりです。

(3) 被害の調査・報告

ア 被害の連絡を受けた機関（市町環境担当課、地域防災総合事務所、地域活性化局、教育委員会等）は、三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課に速報を入れたのち、適宜現地調査等を行い、被害状況受理票にとりまとめてください。

イ 上記アの調査後、連絡ルートを通じて、三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課まで報告してください。

光化学スモッグによる被害状況受理票

受付日時：令和 年 月 日

受理者名：

被害者	被害者氏名：	(男 ・ 女 歳)					
	被害者住所：						
	被害者職業：						
	[連絡者氏名：	TEL：	()]
学校等	学校名（施設名）：	在籍者			被害申立者		
	TEL：	()	学年	男	女	計	男 女 計
	学校長（施設長）：						
	TEL：	()					
	所在地：						
症状を感じた場所	(1)室内 人(窓：開・閉 / 場所:住所と同じ・学校・)						
	(2)道路上 人(場所：)						
	(3)その他 人(場所：)						
症状を感じた日時： 月 日 時 分頃 ～ 時 分頃							
症状	(1)目	： なし・あり (チカチカした・痛かった・涙がでた)					
	(2)のどの痛み	： なし・あり					
	(3)せき	： なし・あり					
	(4)たん	： なし・あり					
	(5)息苦しき	： なし・あり					
	(6)その他	： なし・あり ()					
医師の治療	受けた・受けない	医療機関名：					
		TEL： ()					
臭いを感じた	なし・あり (どんな臭い：)						
植物等の被害	なし・あり (被害の内容：)						
視程障害(もや)							
処理	報告日時：	令和 年 月 日 時 分					
	報告者名：						

4 学校、幼稚園、保育所等における対策

(1) 平常時の対策

- ア 光化学スモッグについての知識と発生時の措置について、教職員、児童、生徒の間で話し合いの場をもち、周知を図っておいてください。
- イ 平素の児童・生徒等の健康状態、学校環境の実態を把握しておいてください。
- ウ 校医に対し、光化学スモッグ発生時の被害防止対策や被害者の措置について、予め指導を受けておいてください。
- エ 春期から秋期（4月から10月）にかけての屋外行事に関して、光化学スモッグ発生時の対応を事前に協議しておいてください。
- オ 事前に緊急時の連絡ルートを確認しておいてください。

(2) 発令時の対応

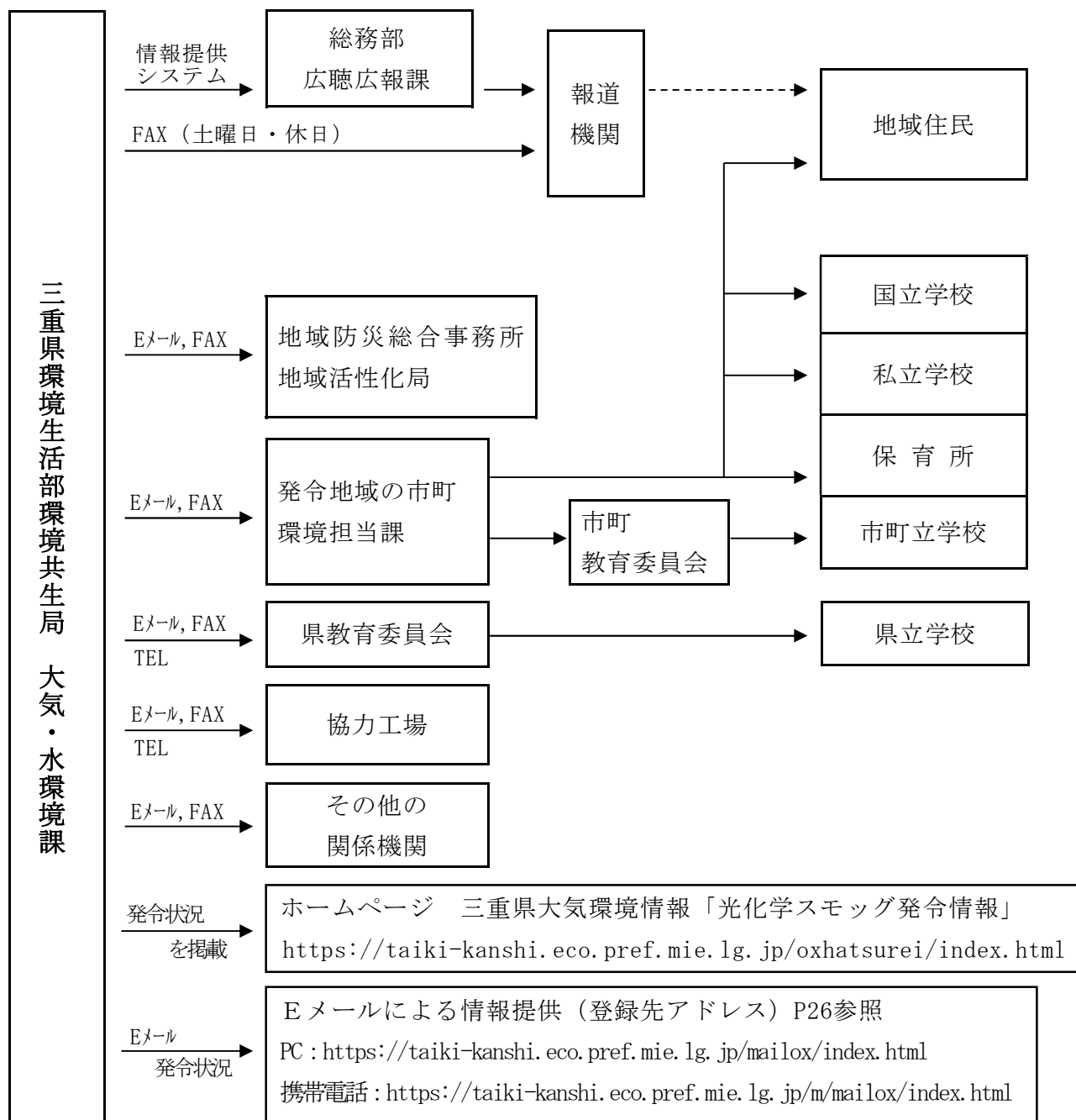
- 前記「2 緊急時の措置発令時の処置及び注意事項」に基づき対応するものとしませんが、次の事項にも留意してください。
- ア 体育等授業時間内の運動のほか、クラブ活動にも注意する。
 - イ 休日等において発令された場合、校庭や運動場に児童・生徒がいないか確認する。

(3) 発令時の下校について

- ア 注意報、警報発令時は原則として、生徒・児童などに十分注意を与え、下校させてください。
ただし、状況が悪化し、重大警報に移行するおそれがある場合には、下校を差し控えてください。
- イ 下校が遅れる場合には、保護者に連絡等をしてください。

5 連絡体制

(1) 緊急時の措置発令時（被害発生時）の連絡ルート



(注) ① 被害発生時には、連絡ルートの逆ルートにより、次のとおり連絡してください。

また、事前に緊急時の連絡ルートを確認しておいてください。

- ア 地域住民 : 最寄りの地域防災総合事務所、地域活性化局又は市町環境担当課
- イ 国立・私立学校・保育所 : 市町環境担当課
- ウ 市町立学校 : 市町教育委員会
- エ 県立学校 : 県教育委員会

② 通常連絡ルートが通じない場合には、直接、三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課へ連絡してください。

(2) 光化学スモッグに関する問い合わせ先

光化学スモッグについての問い合わせ等は、次のとおり、三重県環境生活部環境共生局 大気・水環境課または最寄りの地域防災総合事務所、地域活性化局まで連絡してください。

連絡先	平日/ 休日の 別	電 話	担当地域
三重県庁	平日・ 休日※	環境生活部環境共生局 大気・水環境課 (番号) 059-224-2380	県内全域
桑名地域 防災総合事務所	平日	環境室 環境課 (番号) 0594-24-3624	桑名市、いなべ市、木曾岬町、 東員町
四日市地域 防災総合事務所	平日	環境室 環境保全課 (番号) 059-352-0593	四日市市、菰野町、朝日町、 川越町
鈴鹿地域 防災総合事務所	平日	環境室 環境課 (番号) 059-382-8675	鈴鹿市、亀山市
津地域 防災総合事務所	平日	環境室 環境課 (番号) 059-223-5083	津市
松阪地域 防災総合事務所	平日	環境室 環境課 (番号) 0598-50-0530	松阪市、明和町、多気町、 大台町
南勢志摩 地域活性化局	平日	環境室 環境課 (番号) 0596-27-5405	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、南伊勢町、 大紀町
伊賀地域 防災総合事務所	平日	環境室 環境課 (番号) 0595-24-8078	伊賀市、名張市
紀北地域活性化局	平日	環境室 環境課 (番号) 0597-23-3469	尾鷲市、紀北町
紀南地域活性化局	平日	環境室 環境課 (番号) 0597-89-6937	熊野市、御浜町、紀宝町

※休日の三重県庁の監視体制について

曇りや雨天等の天候が継続するため、光化学スモッグ予報等を発令する必要がないと判断した場合は監視体制を中止し、職員が不在となることがあります。

光化学スモッグの発生機構及び影響について

光化学スモッグの発生機構及び影響については、現在までに次のようなことがわかってきています。

1 発生機構

- (1) 大気中に窒素酸化物と炭化水素（特に不飽和炭化水素）が共存する場合、太陽光の照射を受けると、その紫外線によって光化学反応を起こして、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)、二酸化窒素、過酸化物質等の酸化性物質、ホルムアルデヒド、アクロレイン等の還元性物質、エアロゾル等が生成する。また、二酸化硫黄が存在するときは、硫酸ミストが生成する。
- (2) 光化学反応によって生成する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダント（以下「オキシダント」という。）と称し、光化学スモッグの指標としている。
- (3) オキシダントは、一般に中性ヨウ化カリウム溶液を用いる測定方法によって測定されており、この場合の測定値の大部分はオゾンによるものであることが確認されているが、眼に対する刺激性物質として知られているホルムアルデヒド、アクロレイン等については、この測定法では測定されない。

2 人の健康への影響

- (1) オキシダントの健康への影響については、急性影響としては、眼の刺激（眼のチカチカ感、流涙等）症状や鼻、咽喉及び呼吸気道の粘膜刺激（喉の痛み、いがらっぽい感じ、息苦しい等）症状が主体であり、喘息患者に対しては発作の誘発がみられることが知られている。
- (2) 光化学スモッグによるとされる被害届けの状況をみると、児童・生徒等の若い年代を中心に、光化学スモッグ注意報等の発令時と相前後して被害が生じている。
その被害者には、少数ながら胸の苦しき、呼吸困難、四肢のしびれ、けいれん等のかなり重篤な症状を訴え、入院治療を要する事例が数例報告されているが、そのほとんどは戸外で相当過激な運動を行っているときやその後に発生したものである。
- (3) これらが光化学スモッグに起因するものかどうかについては、その事例発生時に当該地点で汚染物質の測定が行われていないことや、被害者についての健康診断、各種臨床検査等によっても診断基準が確立されていないことなどから、現在のところ大部分の事例は光化学スモッグの健康影響と断定することは困難な面があるとされている。
- (4) 光化学スモッグの影響の発現は、当然のことながら汚染物質の濃度と暴露時間及び人的要因（性、年齢、健康状態等）によって異なるものであり、さらに過激な運動時及びその後には、汚染物質が比較的低濃度であっても、影響が激しく現れることが知られている。

- (5) オキシダントによる急性の刺激症状は、一般的には軽度で一時的なものであり、通常特別な医学的処置は必要ないものと考えられるが、次のような措置をとることが望ましい。
- ア 主訴あるいは臨床症状の軽重によっては、専門臨床医への受診を勧奨し、いたずらに不適當な自家療法に走らないこと。
 - イ 光化学スモッグ注意報発令時においては、できるだけ戸外での激しい運動は避け、屋内活動に切りかえること。また、虚弱体質あるいは病弱者は室内においても安静を保つよう努めること。
 - ウ 必要に応じ、窓を閉鎖する等の措置を講ずること。
 - エ 学校等における平常時の健康管理の充実を図ること。

光化学スモッグ緊急時の措置発令状況

1. 発令状況
(1) 令和7年度

発令月日	曜日	発令地域名	発令内容			発令時の状況						解除時刻	最高濃度				被害発生状況
			予報等	号	時刻	時刻	局名	濃度 ppb	風向	風速 m/s	時刻		局名	濃度 ppb	風向	風速 m/s	
6月19日	木	四日市	予報	1	14時30分	14時00分	川越南小学校	105	SSE	3.4	17時00分	川越南小学校	123	S	3.0	無	
							北星高校	115	SE	3.4							
7月1日	火	桑名	予報	1	14時00分	14時00分	桑名上野	116	S	2.2	17時00分	桑名上野	144	S	2.1	無	
							桑名上野	144	S	2.1							
		四日市	予報	2	14時00分	14時00分	川越南小学校	109	SE	4.0	17時00分	北星高校	122	SSE	3.7	無	
							北星高校	122	SSE	3.7							

(2) 令和6年度

発令月日	曜日	発令地域名	発令内容			発令時の状況				解除時刻	最高濃度				被害発生状況		
			予報等	号	時刻	時刻	局名	濃度 ppb	風向		風速 m/s	時刻	局名	濃度 ppb		風向	風速 m/s
8月2日	金	桑名	予報	1	13時00分	13時00分	桑名上野	111	SSE	3.0	16時00分	13時00分	桑名上野	111	SSE	3.0	無

2. 発令状況の経年変化

地域名	指定年度	予報等	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
桑名	S 62	予報	2 回	1 回	2 回	4 回	1 回	0 回	0 回	2 回	1 回	1 回
		注意報	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1
大安	S 61	予報	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
四日市	S 47	予報	0	0	0	5	0	1	0	2	0	2
		注意報	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
鈴鹿	S 61	予報	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
亀山	H 1	予報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津	S 61	予報	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久居	H 3	予報	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松阪	S 61	予報	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明和	H 26	予報	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢	S 63	予報	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥羽	H 2	予報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志摩	H 26	予報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊賀	H 26	予報	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野	S 63	予報	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名張	H 1	予報	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾鷲	H 3	予報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊野	H 2	予報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予報	延べ発令回数		2	5	3	24	1	1	0	7	1	3
	実発令日数		2	1	3	5	1	1	0	3	1	2
注意報	延べ発令回数		0	0	1	10	0	0	0	0	0	1
	実発令日数		0	0	1	4	0	0	0	0	0	1
予報等の 初回発令 の状況	予報	発令月日	5月23日	5月30日	6月25日	5月24日	8月5日	6月8日	—	5月17日	8月2日	6月19日
		地域名	桑名	※1	大安	※2	桑名	四日市	—	※4	桑名	四日市
	注意報	発令月日	—	—	7月18日	5月25日	—	—	—	—	—	7月1日
		地域名	—	—	桑名	※3	—	—	—	—	—	桑名
被害届出者数			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

(備考) ※1 桑名、大安、伊賀、上野、名張 ※2 四日市、鈴鹿、松阪、明和、伊勢、名張 ※3 四日市、鈴鹿
※4 四日市、松阪、伊賀、上野

関係法令（大気汚染防止法抜粋）

大気汚染防止法

（常時監視）

第22条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

（緊急時の措置等）

第23条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

大気汚染防止法施行令

（緊急時）

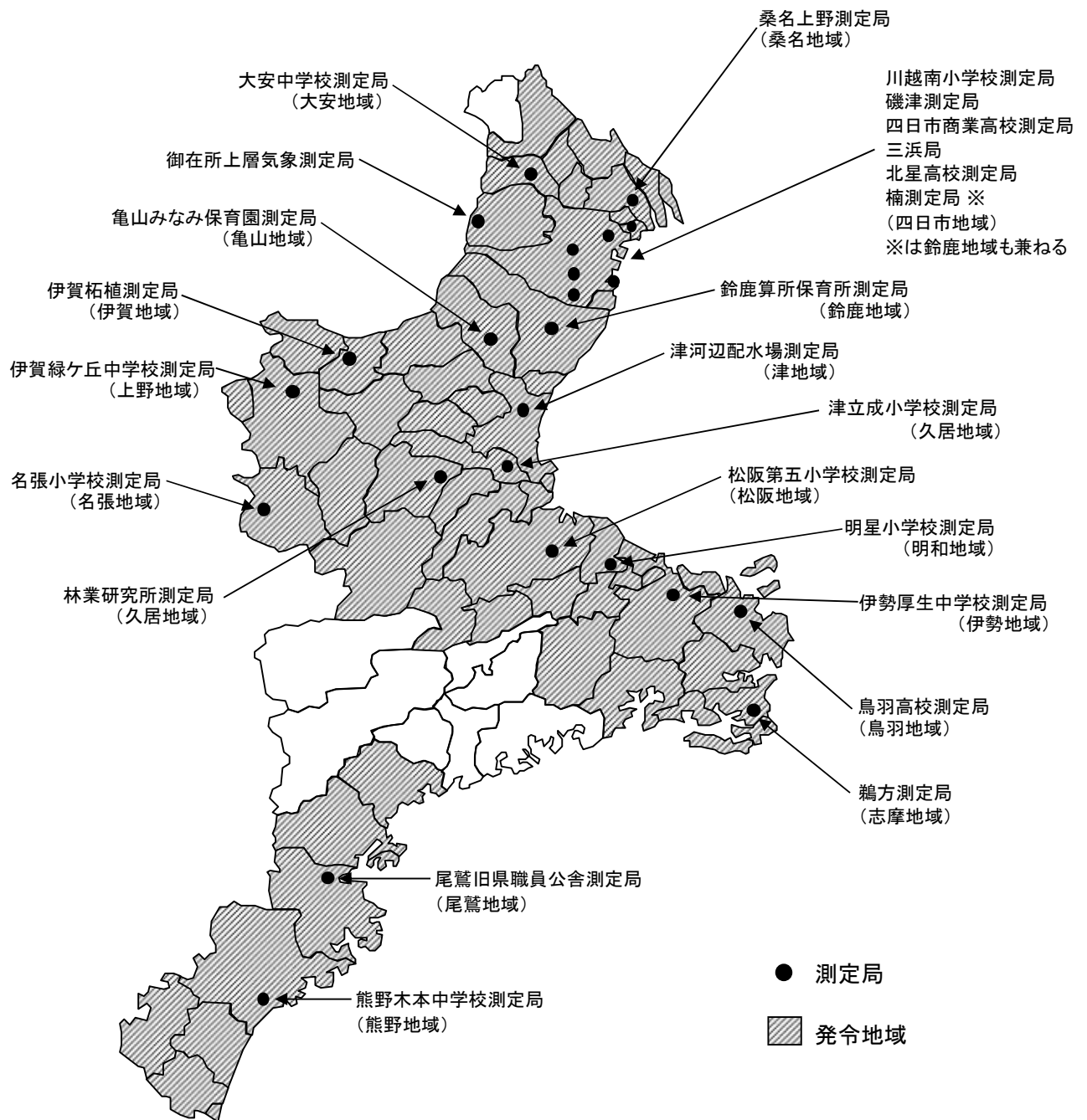
第11条 法第23条第1項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 法第23条第2項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

別表第5（抜粋）

オキシダント
1時間値百万分の0.12以上である大気の汚染の状態になった場合
1時間値百万分の0.4以上である大気の汚染の状態になった場合

発令地域及び測定局位置図



備考	市町村境界は、平成15年4月1日における行政区域によって表示されたものとします。
----	--

北勢地域光化学大気汚染予測システム

(令和8年度実施計画)

「北勢地域光化学大気汚染予測システム」の概要及び令和8年度の実施計画は、次のとおりです。

(1) 目的

光化学スモッグ注意報等の発令時には、各関係機関において、それぞれ表1の措置を取ることとなっています。

注意報発令時において、これらの措置が円滑に実施されるよう、注意報に先立ち予報を発令することとなっていますが、より迅速かつ的確な措置を講ずることを目的として、当日午前中に北勢地域各関係機関へ、「光化学大気汚染予測情報」の提供を行うこと、又、被害の未然防止を図るため、ホームページ、電子メールで県民へ予測情報の提供を行うことを目的としています。

表1 緊急時の措置発令時の措置

関係機関	緊急時の措置発令時の措置
三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 地域防災総合事務所、地域活性化局 市町環境担当課	地域住民への周知、被害防止対策の指導
三重県教育委員会 市町教育委員会 学校、幼稚園及び保育所	児童、生徒の被害防止対策
緊急時協力工場	燃料使用量の削減等

(2) 実施期間

実施期間は、令和8年4月13日（月）～9月18日（金）の期間とします。

ただし、ア) 原則として、ホームページ、電子メールでの情報提供は実施期間中毎日提供しますが、協力工場へのFAXによる情報提供は土・日・祝日、雨天時を除きます。

イ) 実施期間は、オキシダント濃度の状況等により変更することがあります。

変更する場合には、事前に各関係機関に連絡します。

(3) 対象地域

対象地域は、次の4地域とします。

(旧市町の名称及び区域は、平成15年4月1日における名称及び行政区域によって表示されたものとします。)

ア) 桑名地域：桑名市(旧桑名市及び旧長島町に限る。)、朝日町、木曾岬町

イ) 大安地域：いなべ市(旧員弁町、旧大安町及び旧北勢町に限る。)

ウ) 四日市地域：四日市市、桑名市(旧多度町に限る。)、菰野町、川越町、東員町

エ) 鈴鹿地域：鈴鹿市

(4) 予測情報の内容

前記(3)に示した4地域別に、次の2段階で予測します。

光化学オキシダントが、
┌ 高濃度となりやすいでしょう。
└ 高濃度とならないでしょう。

ただし、「高濃度」とは、オキシダントの日最高濃度が0.12ppm以上となる場合をいいます。

なお、関係機関等に通報する予測情報の通報内容の例は、図2のとおりです。

(5) 予測情報の提供先及び通報方法

予測情報については、次の関係機関へ提供します。

- ア) 桑名地域防災総合事務所
- イ) 四日市地域防災総合事務所
- ウ) 鈴鹿地域防災総合事務所
- エ) 対象地域内市町環境担当課
- オ) 対象地域内緊急時協力工場

※ 電子メールによる提供については、「Eメールによる情報提供」(P26)を参照して下さい。

予測情報の通報方法

三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課から、午前11時30分までに、光化学大気汚染緊急時通報システム(Internet FAXによるファクシミリ通信)により一斉同時通報します。

なお、予測情報提供先においては、ファクシミリ着信の確認のための返信は不要です。

(6) 「高濃度となりやすい」と予測された日の対応

「光化学オキシダントが高濃度となりやすいでしょう」と予測された日には、次のとおり緊急時の措置の発令に備えてください。

- ア) 各関係機関(協力工場を除く。)

緊急時の措置発令に備え、連絡ルート等を確認し、発令後速やかに連絡ができるよう準備してください。

- イ) 協力工場

ア)と同様、工場内での連絡ルート等を確認するとともに、発令後速やかに燃料使用量の削減等の措置が取れるよう準備してください。

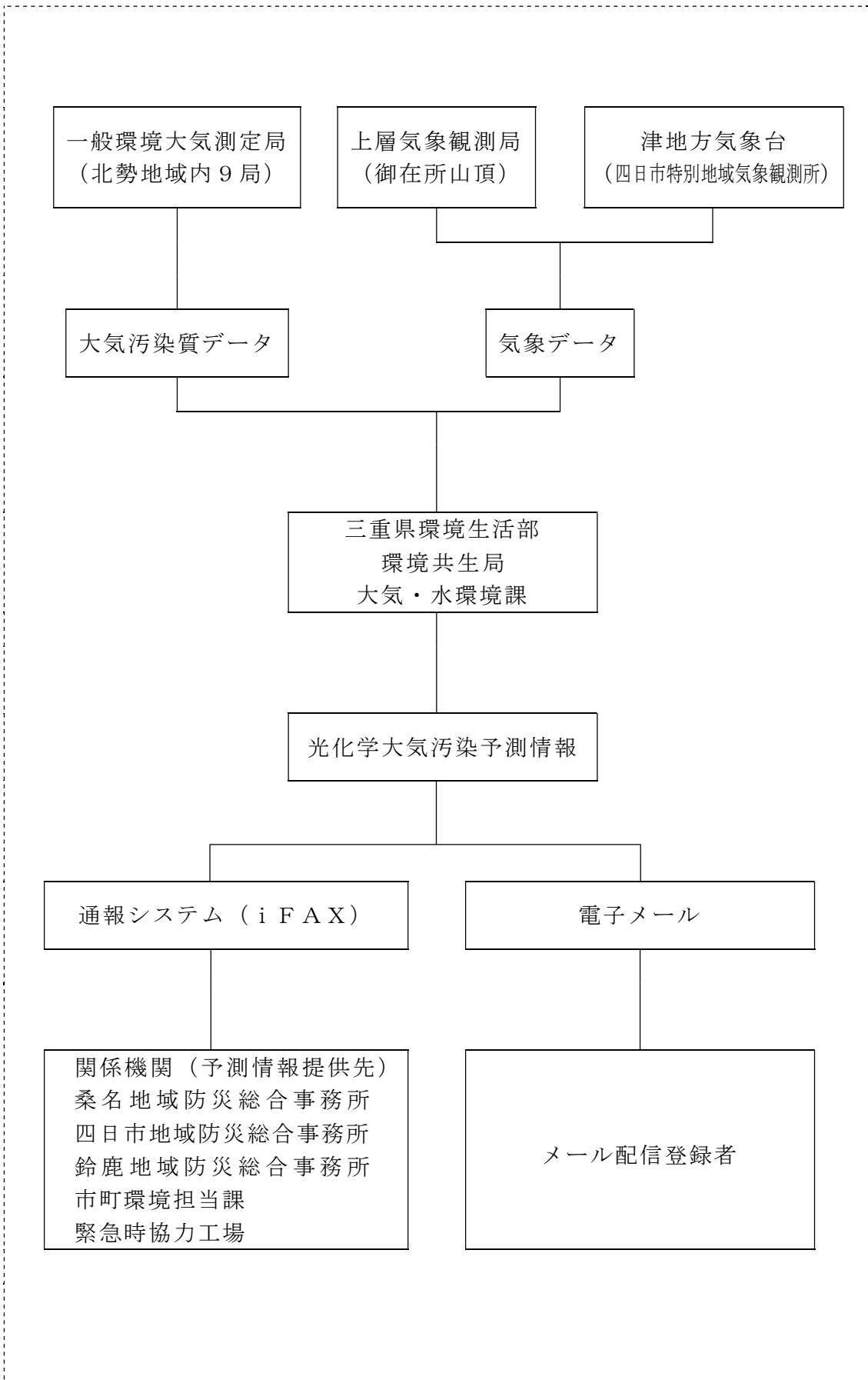
※ なお、この予測システムによる予測情報は、当日午前9時までの大気汚染と気象の状況から予測したものであり、予想外の気象状況の変動等は考慮していませんので、天気予報等に注意するほか、必要があれば、その後の状況を問い合わせてください。

(7) 予測情報の問い合わせ先

三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課(県庁内)

TEL: 059-224-2380 FAX: 059-229-1016

図1 北勢地域光化学大気汚染予測システムの概要



北勢地域光化学大気汚染予測情報（例）

2026年 月 日

本日の光化学オキシダント濃度の予測は次のとおりです。

地域名	予 測
桑名	高濃度とならないでしょう。
大安	高濃度とならないでしょう。
四日市	*高濃度となりやすいでしょう。
鈴鹿	高濃度とならないでしょう。

午前9時のオキシダント濃度（ppb）

測定局名	オキシダント濃度
桑名上野	48
大安中学校	38
川越南小学校	47
磯津	35
四日市商業	32
三浜	25
北星高校	40
楠	37
鈴鹿算所保育所	46

注)

1. 高濃度とは、1時間値が0.12ppm（120ppb）以上の場合です。
2. この情報は、過去のデータに基づき、本日9時までの大気汚染と気象情報から予測したものです。
3. 予測が、「高濃度となりやすいでしょう。」の場合は、緊急時の発令に備えて準備方ご協力をお願いします。
ただし、気象状況の変動等により発令されないことがあります。

(連絡先)

三重県環境生活部環境共生局 大気・水環境課 大気環境班
電話：059-224-2380

Eメールによる情報提供

< サービスの内容 >

「Eメールによる情報提供」は、あらかじめ登録いただいた方に、光化学スモッグ発令情報のメールを配信するサービスです。

< 留意事項 >

光化学スモッグ予測が発表された場合、光化学スモッグの予報、注意報、警報、重大警報が発令された場合、及び解除された場合に配信されます。

登録ページより、情報が必要な発令地域を選択し、設定してください。

ただし、予測については、三重県北勢の4地域（桑名、大安、四日市、鈴鹿）で実施しているため、予測情報のメールは、これら4地域のいずれか、又は全ての地域を選択している場合のみ配信されます。（予測を実施していない地域のみを選択された場合は、予測情報のメールは配信されません。）

< 登録申し込み >

ecoml-en@pref.mie.lg.jpまで空メールを送ると、登録用 URL が記載されたメールが届きますので、この URL にアクセスいただくと、登録処理を行うことができます。

< 登録変更/削除 >

登録申し込みと同じアドレスにメールを送ります。登録内容変更/削除用の URL が記載されたメールが届きますので、この URL にアクセスいただき、変更等の処理を行ってください。

< 配信頻度の目安 >

メールが配信される頻度の目安です。発令の内容により多少の増減はあります。

- ・ 光化学スモッグ予測：1回／1日（4月下旬～9月中旬）
- ・ 光化学スモッグ注意報等：3回程度／1地域・年（4月下旬～9月中旬）

< データ量の目安 >

1メールに含まれる文字数の目安です。発令の内容により多少の増減はあります。

- ・ 光化学スモッグ予測：500文字／1メール
- ・ 光化学スモッグ注意報等：200文字／1メール

○ 登録を行う場合（図解）

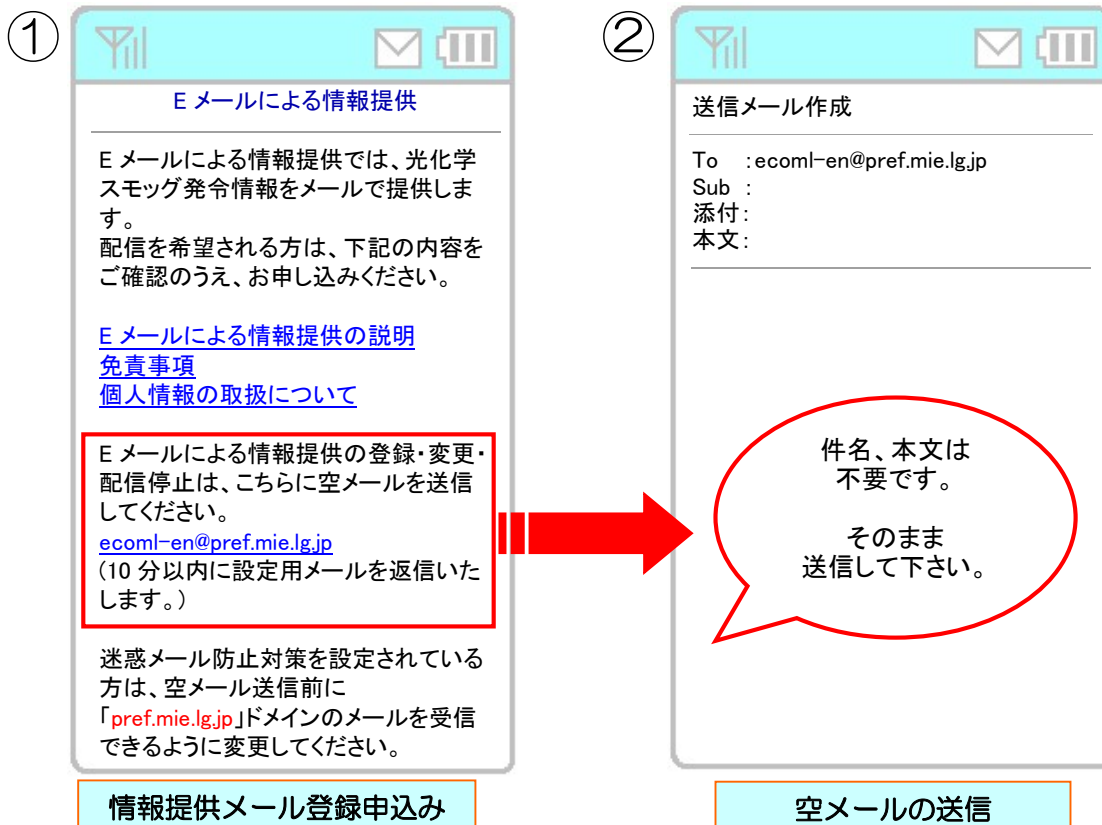
パソコン又は携帯電話から、下記アドレスへアクセスしてください。

パソコン向けサイト

<https://taiki-kanshi.eco.pref.mie.lg.jp/mailox/index.html>

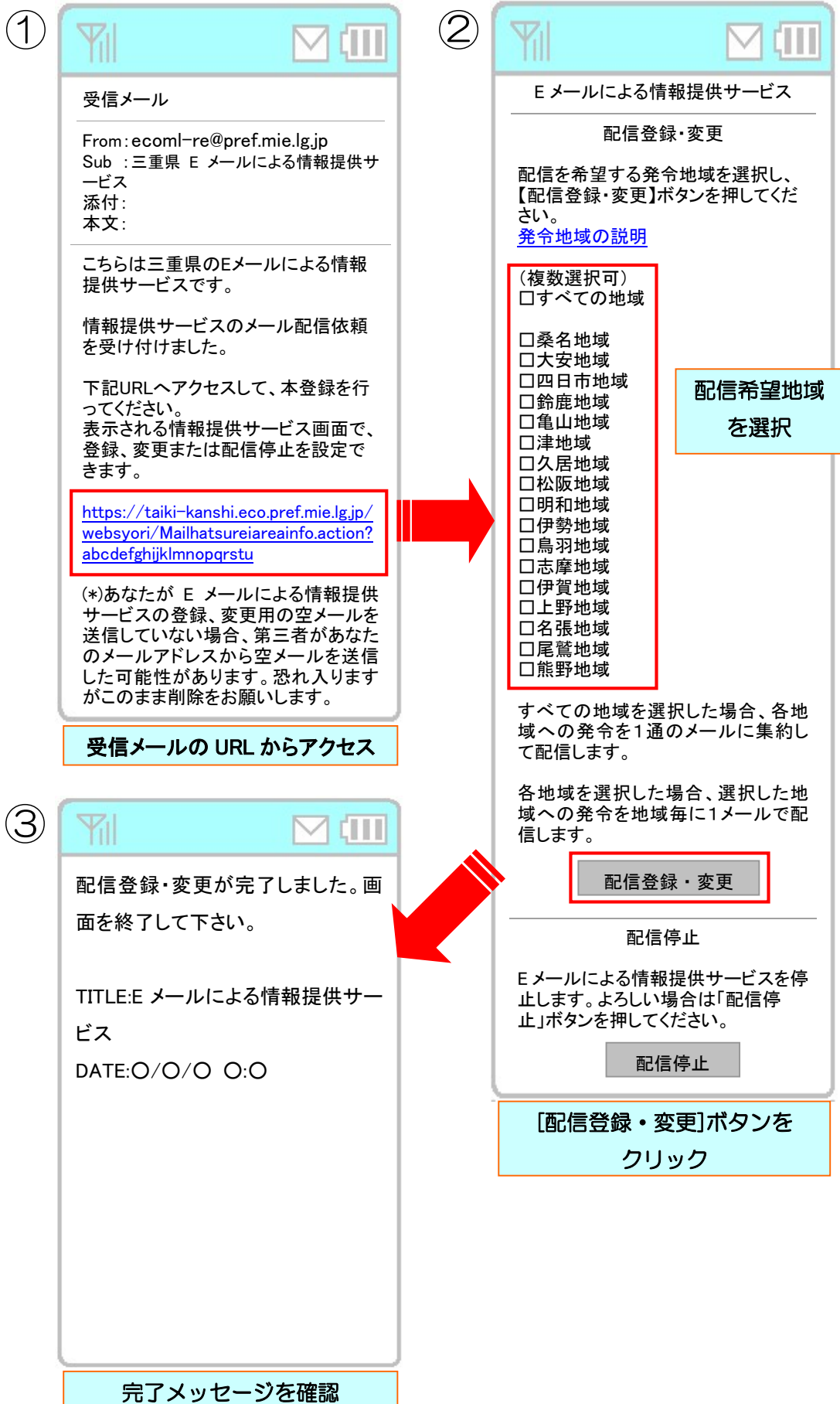
携帯向けサイト

<https://taiki-kanshi.eco.pref.mie.lg.jp/m/mailox/index.html>

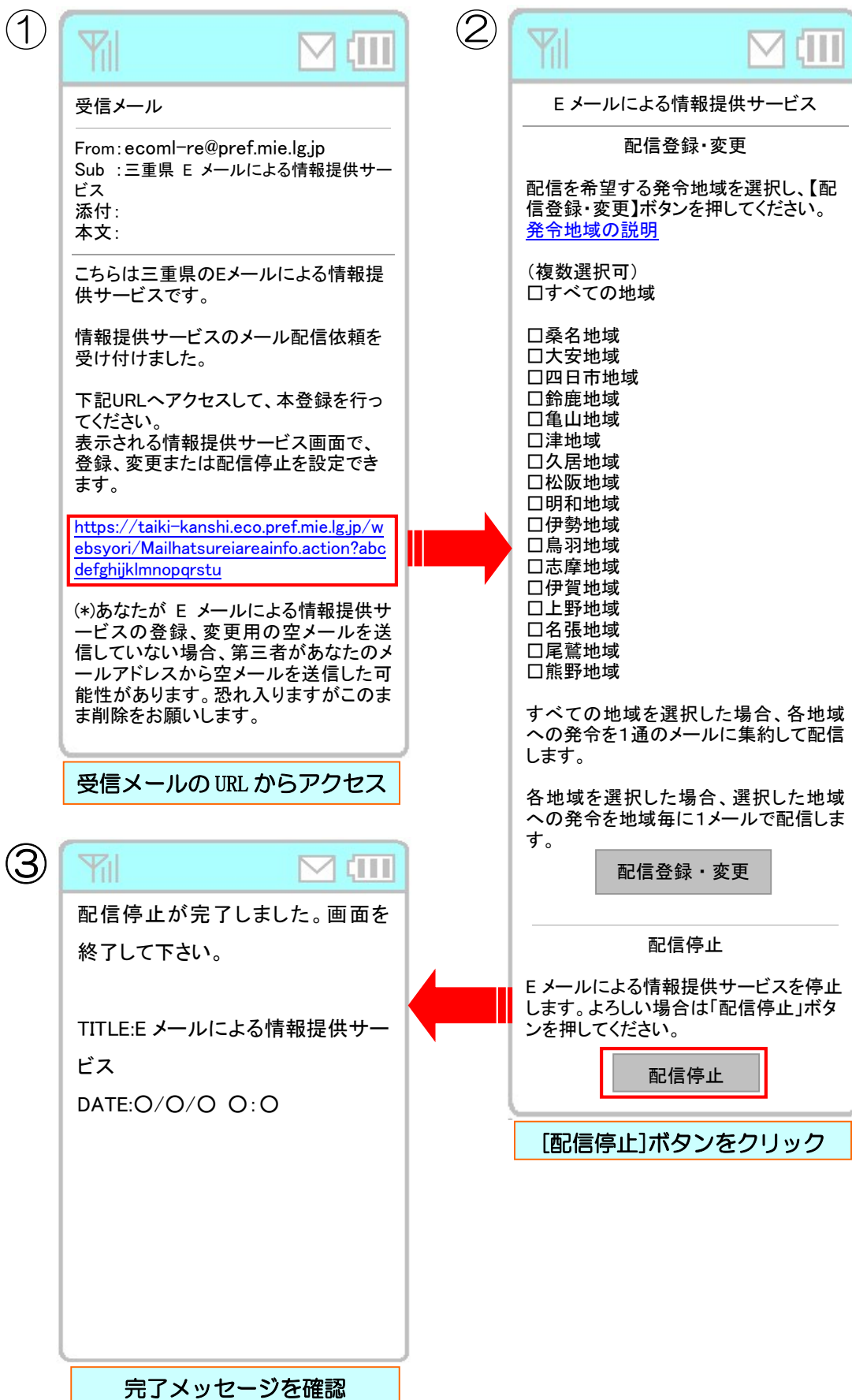


③ 登録・変更を行う場合（図解）へ進んでください。

○ 登録・変更を行う場合（図解）



○ 配信停止を行う場合（図解）



**三重県環境生活部
環境共生局 大気・水環境課**

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL:059-224-2380 FAX:059-229-1016

E-mail mkankyo@pref.mie.lg.jp
URL <http://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtm>